

このお知らせは、県営水道をご利用されている皆様にお届けしています。

# けんえいすいどう

vol.1  
2019

令和元年(2019年)8月



ト  
ピ  
ク  
ス

- ★県営水道の行っている取り組みを紹介します!
- ★消費税率の引き上げに伴い水道料金を改定します
- ★「県営水道からのお知らせ」をご確認ください!!
- ★平成30年度水道事業会計の決算がまとまりました
- ★水が濁っていると思ったら…
- ★指定給水装置工事事業者制度に更新制が導入されます



## 県営水道の行っている取り組みを紹介します!

県営水道では、お客様に水道水をお配りする以外にも様々な取り組みを行っています。  
今号ではその一部を紹介します。



配水池  
見学

### その1 施設公開

上田水道管理事務所と川中島水道管理事務所では、令和元年6月1日(土)から7日(金)までの期間に、全国一斉に行われた水道週間に併せて、施設見学を行い、大勢の皆さまに県営水道の施設をご覧いただきました!!

利き水も  
体験して  
いただきました!



施設の  
説明



### その2 地域の環境保全

松塩水道用水管理事務所では、令和元年6月12日(水)に、地域の環境保全・美化に関する取り組みの一環として、塩尻市立洗馬小学校の四年生を招き、ヤマメを約3,000匹放流しました!!また、併せて水生生物の観察も行いました。



ポイント

### ご存知でしたか?

県営水道では、お客様に直接水道をお配りする「末端給水事業」のほかに、市や村(松本市、塩尻市及び山形村)が行う水道事業に水道用水を販売する「用水供給事業」も行っているんです!

# 消費税率の引上げに伴い水道料金を改定します

令和元年10月1日から消費税率が10%に上げられることに伴い、増税分を考慮し、県営水道の水道料金を改定します。皆様のご理解をお願いいたします。

## Q 水道料金はいつから変わるの？

- A**
- ①10月1日より前から引き続き水道を利用されている方  
⇒経過措置により12月以降の検針分から新料金が適用となります。(偶数月検針のお客様は12月検針分から、奇数月検針のお客様は令和2年1月検針分から)
  - ②10月1日以降に水道を利用し始めた方  
⇒令和元年10月1日以降の検針分の料金から新料金が適用となります。

## Q 水道料金はどのくらいあがるの？

- A**
- 基本料金と超過料金ともに従来の料金計算の考えを維持しつつ、増税分(税抜き料金の約1.6%~1.8%、円未満は切捨て)が引上げとなります。詳細については下記の新旧水道料金表をご覧ください。
- ※基本料金:水の使用の有無にかかわらず発生する料金です。
  - ※超過料金:メーター口径毎に設定された基本水量を超えた場合に発生する料金です。

### ◆水道料金表(1ヶ月あたり、消費税込)

【旧料金(～令和元年9月30日)】

メーター口径(mm)	基本水量(m <sup>3</sup> まで)	基本料金(円)	超過料金1m <sup>3</sup> 毎(円)
13	10	1,388	187
20	20	3,258	
25	25	4,193	
30	40	6,998	
40	60	10,738	
50	100	18,218	
75	200	36,918	
100	300	55,618	
125	400	74,318	
150	600	111,718	
200	1,000	186,518	
減免(13mmのみ)		694	

※メーター口径20mmで基本水量に満たない場合

使用水量	料金(円)
10m <sup>3</sup> まで	2,332
10m <sup>3</sup> を超えて15m <sup>3</sup> まで	2,795

【新料金(令和元年10月1日～)】

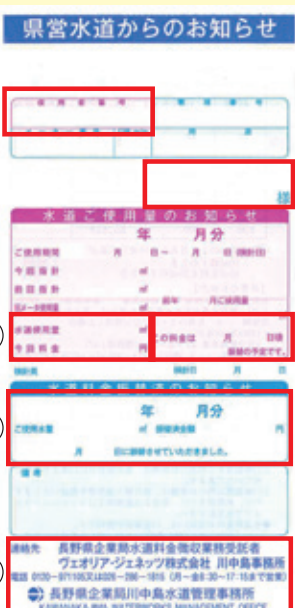
メーター口径(mm)	基本水量(m <sup>3</sup> まで)	基本料金(円)	超過料金1m <sup>3</sup> 毎(円)
13	10	1,413	190
20	20	3,313	
25	25	4,263	
30	40	7,113	
40	60	10,913	
50	100	18,513	
75	200	37,513	
100	300	56,513	
125	400	75,513	
150	600	113,513	
200	1,000	189,513	
減免(13mmのみ)		706	

※メーター口径20mmで基本水量に満たない場合

使用水量	料金(円)
10m <sup>3</sup> まで	2,373
10m <sup>3</sup> を超えて15m <sup>3</sup> まで	2,843



## 「県営水道からのお知らせ」をご確認ください!!



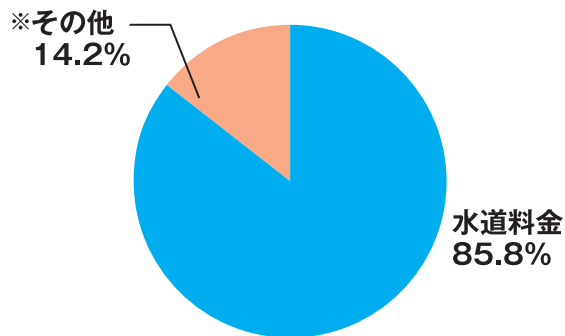
県営水道では、各ご家庭の水道メーターを2ヶ月に1度検針し、お客様に使用水量と水道料金をお知らせしています。ご不明な点がございましたら各事業所⑥にご連絡をお願いいたします。

- ①【使用者番号】  
お客様ごとの番号です。お問い合わせの際にお知らせください。
- ②【お客様氏名】  
お客様のお名前が記載されています。ご確認をお願いいたします。
- ③【水道使用量】【今回料金】  
2ヶ月分の使用量及び今月請求させていただく予定額です。  
前回と大きな差がないかご確認ください。(差が大きい場合は漏水の可能性あります)
- ④【振替予定日】  
今回の料金の口座振替予定日をお知らせします。
- ⑤【水道料金振替済のお知らせ】  
前回検針分の振替日・振替済金額などをお知らせします。通帳のご確認をお願いします。
- ⑥【料金徴収委託業者】  
料金に関するお問い合わせは、表示されている事業所までお願いします。

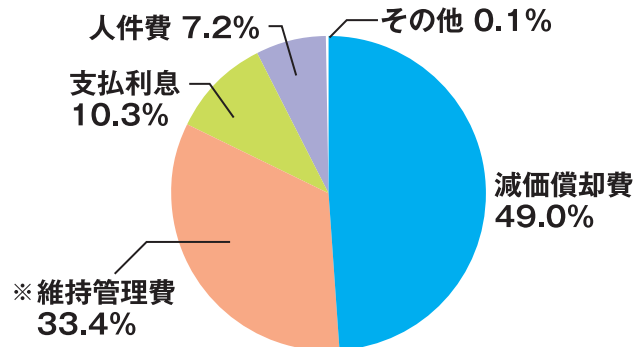
# 平成30年度(2018年度)水道事業会計の決算がまとまりました

収益:38億7,428万3千円

費用:33億8,313万9千円



※その他…給水装置工事検査手数料など



※維持管理費…修繕費・委託料など

末端給水事業(長野県企業局が直接お客様に水道水を配水する事業)の平成30年度決算は、**4億9,114万4千円の黒字**となりました。

料金収入は給水戸数の増加などにより前年度を上回りましたが、支出は、修繕費及び積極的な施設・管路更新に伴う減価償却費等が増加したことから前年度を上回った結果、収益から費用を差し引いた純利益は前年度を下回りました。

この利益は、老朽化した施設の更新工事及び水道管や配水池の耐震化工事のために借り入れた企業債の償還に充てる財源として積み立てる予定です。

今後とも皆様のご協力をいただきながら「**安心・安全でおいしく飲める水道水**」を低廉な料金でお届けできるよう努めてまいります。

## 水が濁っていると思ったら…

### 【白い水が出た】

工事などにより水道管に空気が入ると、小さな泡となって水道水に混じり、水が白く見えることがあります。

水をためて、下のほうから透明になって白い濁りがなくなる場合は空気によるものですので、飲んでも健康に影響ありません。

### 【赤い水が出た】

宅内の給水管や水道管内の鉄サビが流れ出すことがあります。通常はしばらく水を流すときれいになります。鉄分が主成分ですので、飲んでも健康に影響ありません。



#### 【消火栓が使用された際の赤水について】

ポイント

火災時に使用される消火栓は、皆様のご家庭に水を送る水道本管に防災施設として整備されています。このため、火災や訓練などで消火栓を使用した際には、水道管を普段よりも大量の水が流れたり、水の流れる方向が大きく変化するために、管内に付着しているサビなどがはがれ、ご家庭の蛇口からサビや赤い水が出る場合があります。

この状態は、しばらくすると落ち着いて、普段の状態に戻りますので、緊急時や備えのための一時的な状態であることをご承知いただき、ご理解をいただきますようお願いいたします。

# 指定給水装置工事事業者制度に更新制が導入されます

水道法の改正に伴い、県営水道では、給水装置工事事業者（配管や家庭内等の水道工事を行う業者のことです）の資質の維持向上や登録状況の確認を目的として、給水装置工事事業者の指定に5年ごとの更新制を導入します。

ポイント

## Q 更新制が導入されると何がかわるの？ 水道を利用するお客様への影響は？

- 更新制は、給水装置工事事業者の資質の維持向上を図り、お客様の安心安全とトラブルの防止に資することを目的としています。
- 本制度の導入により、お客様が何かをしていただくということはありません。
- 指定を受けている給水装置工事事業者は、5年ごとに更新手続きを行う必要があります。（今後、指定を受けている給水装置工事事業者向けの説明会を予定しています）



指定業者一覧はこちら↑

**【指定給水装置工事事業者とは？】** ご家庭の給水装置（配管や蛇口など）の構造や材質が法律で定められた基準に適合できるように、水道事業者（県営水道など、地域で水道事業を営む者）から、給水工事を適正に施工すると認められ、指定をされた業者のことです。

県営水道では、県内外の約500の給水装置工事事業者を指定しています（令和元年6月1日時点）

## 宅内の漏水・給水施設に関すること

### ●県営水道修繕センター

〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田1018-10



0120-813-283

24時間  
電話受付

### ●県の指定を受けた事業者（県営水道指定給水装置工事事業者）

長野県のホームページアドレス (<http://www.pref.nagano.lg.jp/>) 内の検索欄に「給水装置工事」と入力し、検索

## 料金・開閉栓・名義変更・使用水量などに関すること

上田市・千曲市（旧上山田町、戸倉町）・坂城町のお客様は、

### ヴェオリア・ジェネッツ(株)上田事務所

0120-971-124

（土、日、祝日等休日を除く8時30分～17時15分）

〒386-0032 上田市諏訪形613 上田水道管理事務所内  
TEL 0268-29-0810 FAX 0268-29-0820

長野市・千曲市（旧更埴市）のお客様は、

### ヴェオリア・ジェネッツ(株)川中島事務所

0120-971-105

（土、日、祝日等休日を除く8時30分～17時15分）

〒381-2231 長野市川中島町四ツ屋100 川中島水道管理事務所内  
TEL 026-286-1815 FAX 026-286-1825

## 給水申込・宅外の漏水・水道工事の苦情・施設見学・水道水に関すること

上田市・千曲市（旧上山田町、戸倉町）・坂城町のお客様は、

### 上田水道管理事務所

〒386-0032 上田市諏訪形613  
TEL 0268-22-2110  
FAX 0268-22-2994  
E-mail:uedasui@pref.nagano.lg.jp



長野市・千曲市（旧更埴市）のお客様は、

### 川中島水道管理事務所

〒381-2231 長野市川中島町四ツ屋100  
TEL 026-284-1700  
FAX 026-284-1702  
E-mail:kawanakajimasui@pref.nagano.lg.jp



確かな暮らしが営まれる美しい信州  
～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン2.0  
（長野県総合5 年計画）推進中

～第3次長野県自殺対策推進計画～

### 9/10～16は「自殺予防週間」

一人ひとりが「ゲートキーパー」となり心のサインに早期に気づき、声をかけ、相談につなげるなど、見守りをお願いします。

◆自殺予防に関する相談は…お近くの長野県保健福祉事務所または精神保健福祉センター（TEL026-227-1810）



しあわせ  
信州

（発行）長野市大字南長野字幅下692-2（長野県庁内）

長野県企業局水道事業課 TEL:026-235-7381 FAX:026-235-7388 e-mail:kigyos@pref.nagano.lg.jp  
県ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/> 内の検索欄に「けんえいすいどう」と入力し、検索

けんえいすいどう

検索

